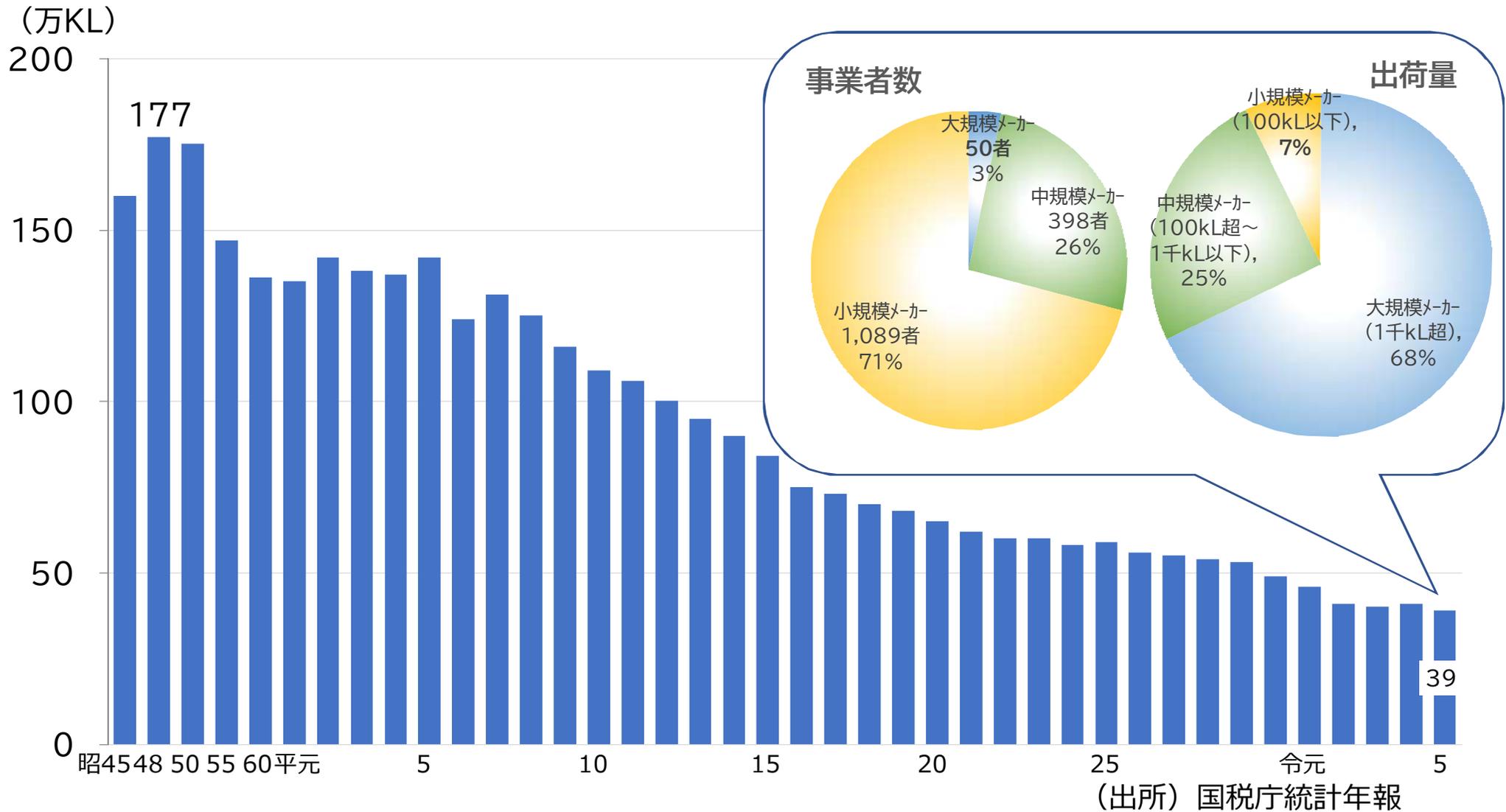


資料

令和7年5月
国税庁

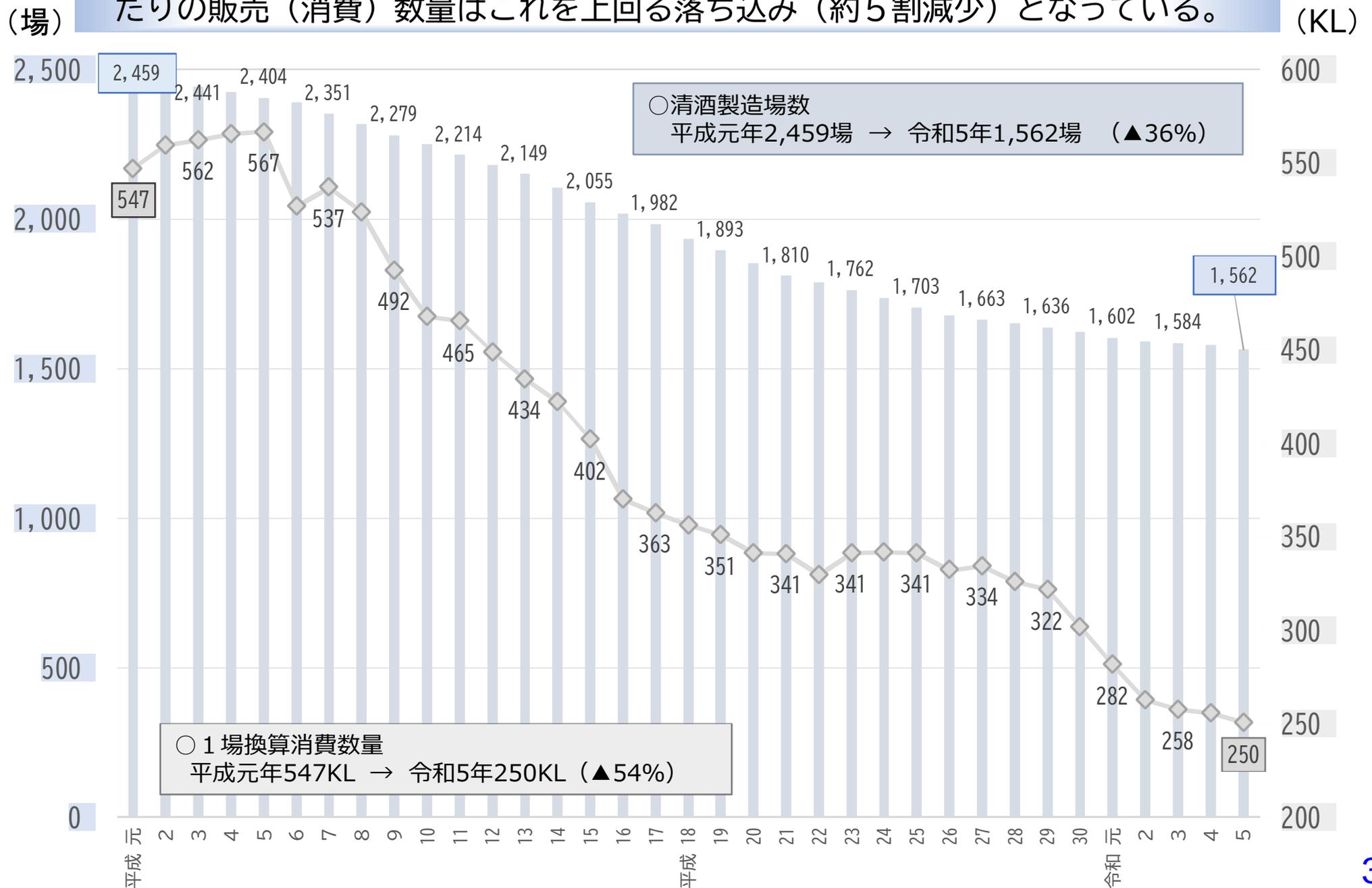
清酒の出荷量の推移

- 清酒の出荷量は、昭和48年度から令和5年度には3割以下に減少。
- 出荷量の約68%は、1千kL以上を製造するメーカー50者によるもの。
- 100kL未満を製造するメーカーの製造数量はわずか7%。



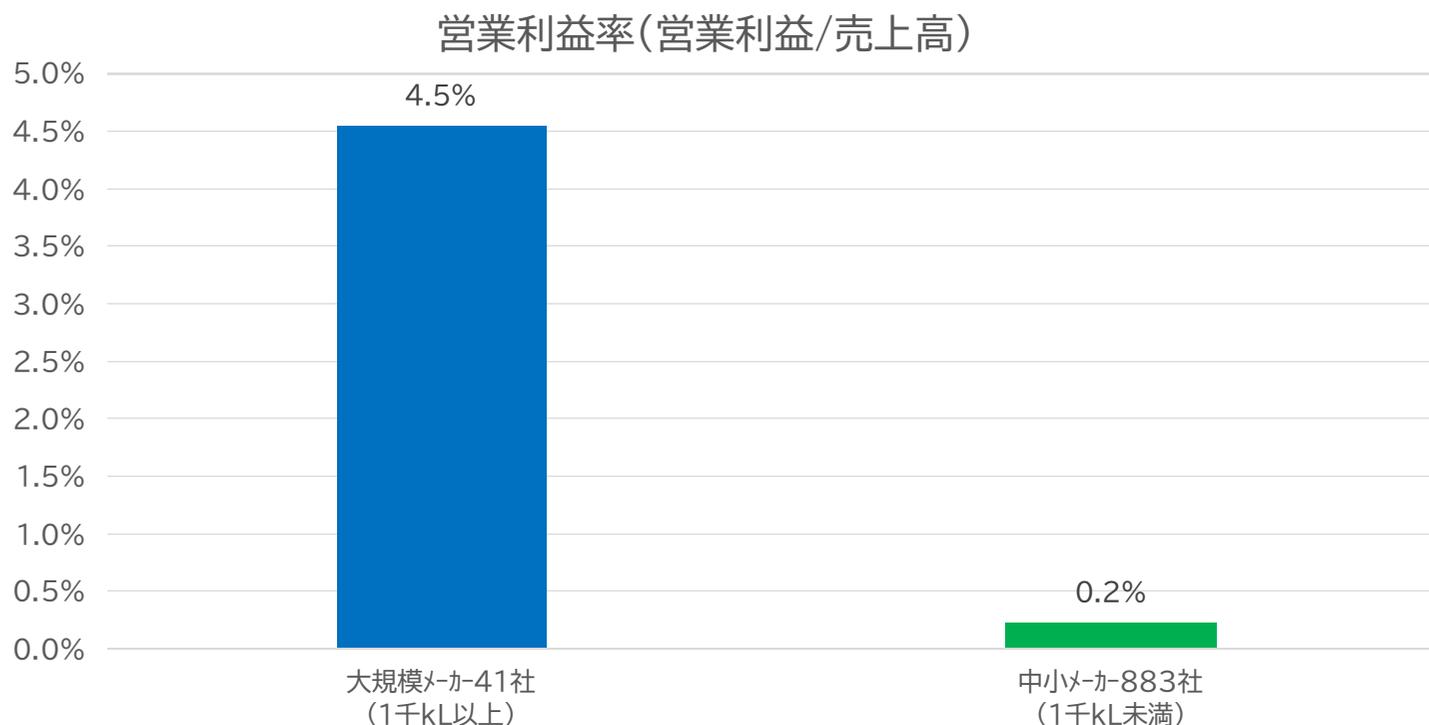
「清酒製造免許場数」と「1場当たりの販売（消費）数量」

○平成元年と令和5年を比較すると、清酒製造場数は約4割減少しているが、1場当たりの販売（消費）数量はこれを上回る落ち込み（約5割減少）となっている。



清酒の製造規模ごとの経営状況

- 大規模メーカー(年間1千kL以上製造)に比べ、中小メーカーの利益率は低い。
- ⇒ 大規模事業者による酒類が市場全体の大半を占める中、地域で多様な酒類を製造している意欲的な事業者をはじめ、中小の事業者が酒造りの伝統と地域の文化の継承・発展を担い、国内外の多様なニーズに対応し、日本酒の価値を支えていることから、これらの事業者の存続が重要。



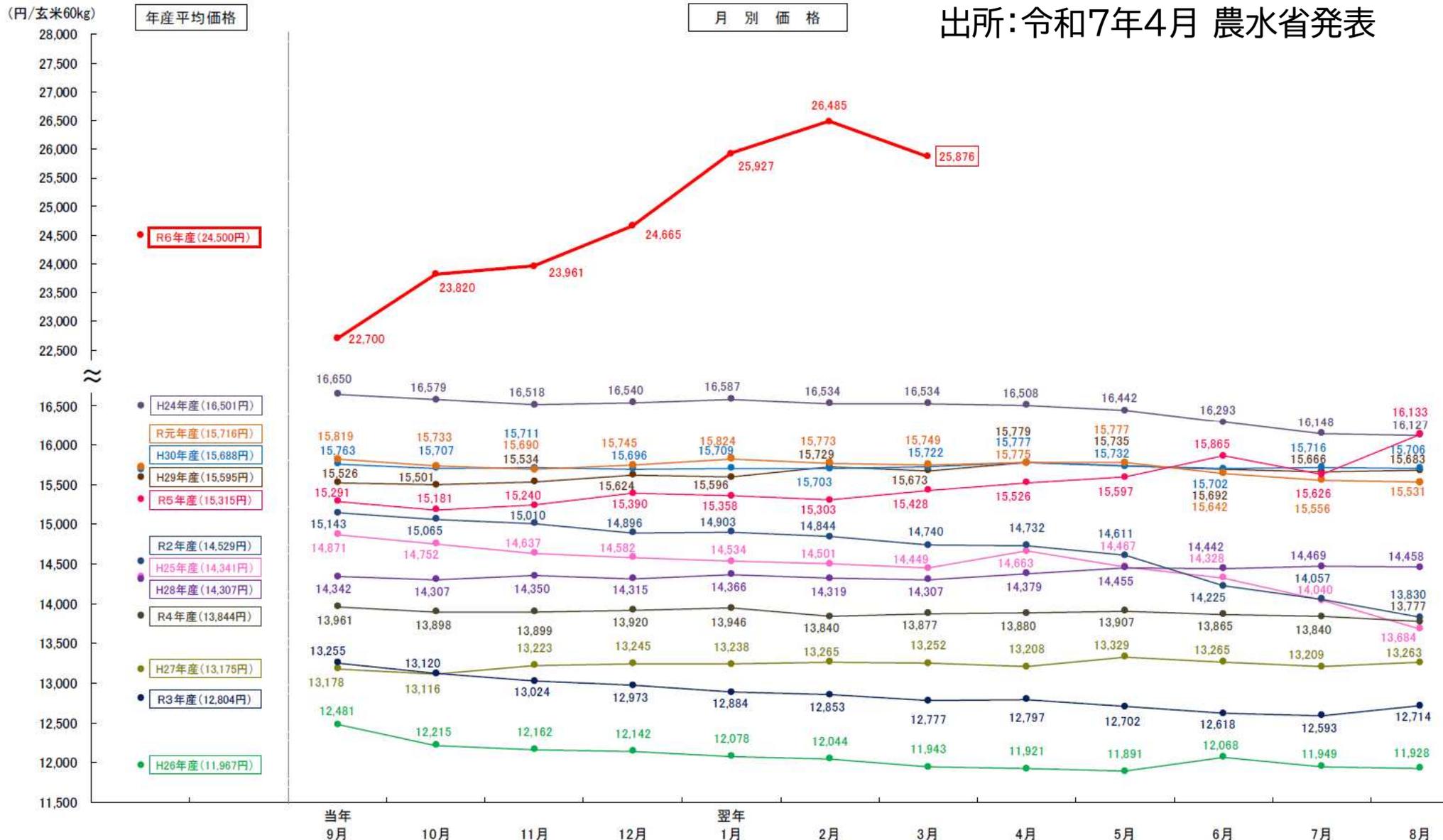
(出所) 令和5年酒類業実態調査(アンケート調査)。売上高、営業利益の単純平均から算出。

(参考比較) 令和4年における平均の営業利益率は食料品製造業で2.7%、製造業で4.9%。

出所: 2023年 経済産業省 企業活動基本調査(令和4年実績)。調査対象は従業員50人以上かつ資本金額3千万円以上

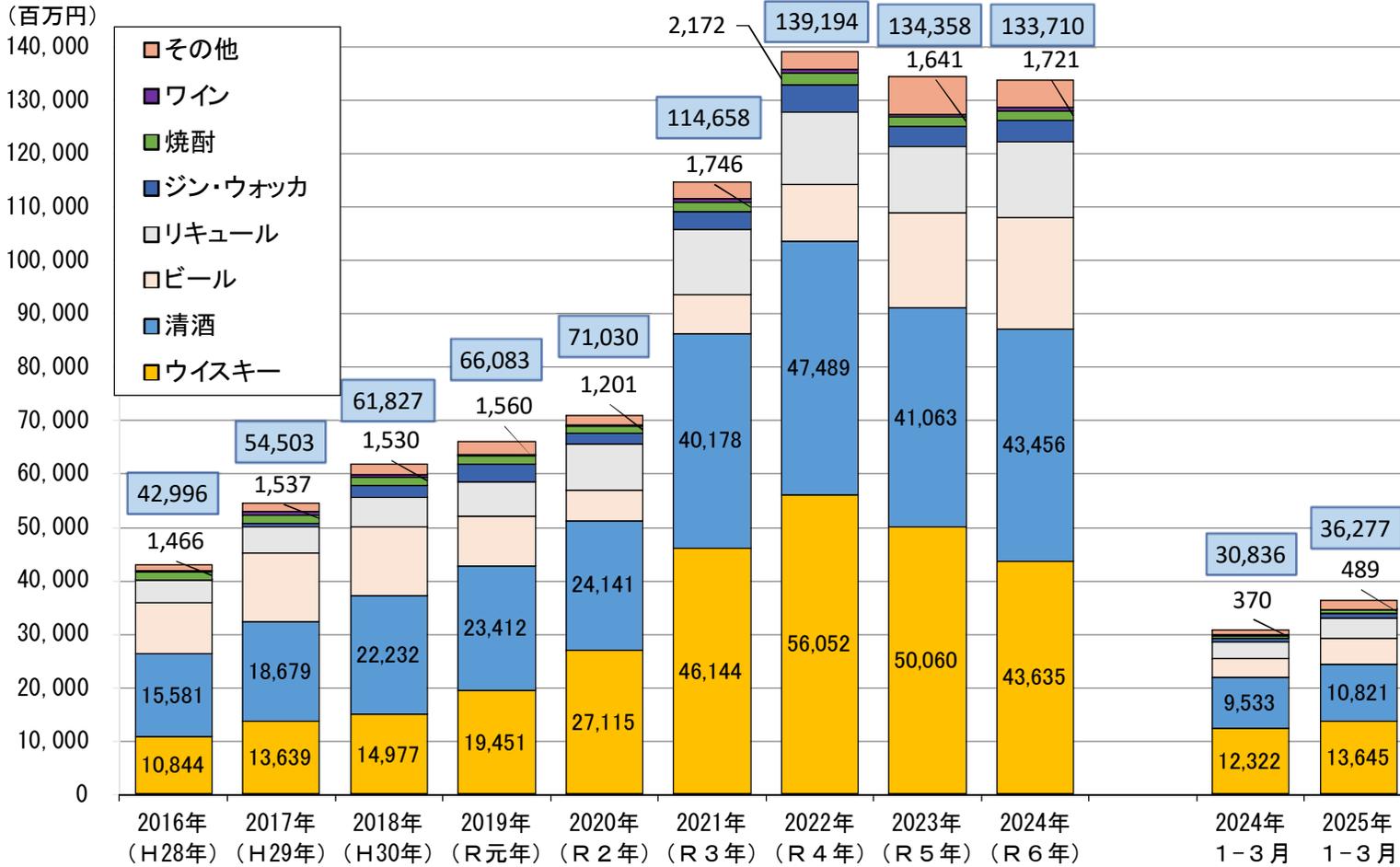
相対取引価格の推移(平成24年産～令和6年産)

○ 令和6年産米の3月の相対取引価格は、全銘柄平均25,876円/60kg、対前年同月+10,448円(+68%)。取扱数量は対前年同月▲20%。3月までの年産平均24,500円/60kgは、比較可能な平成2年以降で過去最高



最近の日本産酒類の輸出動向について

- 2024年の輸出金額は1,337億円(対前年比▲0.5%)となり、2023年と概ね同水準。
- 2025年1-3月の輸出金額は362.8億円(対前年同期比+17.6%)となり、単月ベースでは、2024年8月から8か月連続で前年同月比増を達成。全品目で前年同期比増。



品目別輸出金額 (単位: 百万円)

品目	2024年	対前年増減率	2025年(1-3月)	対前年同期増減率
ウイスキー	43,635	▲12.8%	13,645	+10.7%
清酒	43,456	+5.8%	10,821	+13.5%
ビール	21,045	+17.5%	4,739	+28.7%
リキュール	14,191	+14.1%	3,804	+28.2%
ジン・ウォッカ	3,912	+4.1%	972	+21.0%
焼酎	1,721	+4.8%	489	+32.1%
ワイン	643	+13.4%	154	+13.2%
その他	5,109	▲26.3%	1,653	+61.7%
合計	133,710	▲0.5%	36,277	+17.6%

輸出金額上位10か国・地域 (単位: 百万円)

国・地域	2024年	対前年増減率	2025年(1-3月)	対前年同期増減率
アメリカ合衆国	26,468	+11.6%	7,785	+6.9%
中華人民共和国	24,471	▲23.9%	6,181	+42.5%
台湾	15,943	+18.0%	4,816	+30.4%
大韓民国	16,938	+18.7%	3,864	+19.9%
オランダ	7,780	+15.9%	2,339	▲8.0%
香港	10,313	+9.2%	2,279	▲8.1%
シンガポール	7,757	+0.8%	2,072	+4.2%
オーストラリア	4,371	▲33.6%	1,638	+18.3%
フランス	3,712	▲26.7%	1,215	+78.9%
カナダ	2,342	+36.0%	718	+62.5%
(参考)EU・英国	15,462	▲5.5%	4,527	+10.0%

2025年の輸出金額の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
輸出金額 (億円)	93.2	131.4	138.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	362.8
対前年比 (%)	+8.3	+26.3	+16.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	+17.6

各地域における意見交換で示された課題

1. 原料の確保

- 原料米価格の高騰により、原料米の確保が困難となっている状況をどのように考えるか。
- 提案者としては、特産酒類の特区と同様に地元産米を原料とし、販路を特区内に限り、品質確保のための条件を付すことを想定。
- 原料米確保のため関係者(JA等)との調整が必要。

2. 事業の持続可能性

- 提案者はいずれも小規模事業者であり、厳しい市場環境の中で採算確保が大きな課題。他の酒類の特区で条件となっているような原料・販路等の条件を想定すると更に困難度が増す。
- 小規模事業者が安定的に原材料や販路を確保し、また技術を向上させるためには、地域の関係者の協力が不可欠。
- 記帳義務等のコンプライアンスのための体制整備などの負担。

3. 地域の合意形成

- 地域おこしのためには、地域の関係者との合意形成が不可欠だが、未熟な状況。
- 関係自治体は、特区提案ありきではなく、関係者間の合意を前提として地域振興を行いたい意向。
- 特区のための自治体の計画策定も必要。

4. 品質の確保

- 品質確保のための技術・設備・体制整備の負担。
- 品質確保のための条件(従来は暗黙の共通理解により遵守されてきた内容の明文化)。
- 各地域で地域ブランド(GI等)を構築しようとしている中で、地域の関係者の理解は不可欠。

5. 過当競争への懸念

- 市場が縮小し続ける中で、仮に特区制度を設けるとしても、過当競争やカニバリゼーションに繋がらないよう、原料・販路等の条件が必須。

6. 若者の活力で地域を盛り上げる重要性

伝統的酒造りの継承・発展に向けて

- このたびユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」は、日本各地で人から人へと受け継がれてきた伝統文化。歴史に育まれた伝統を守り、国内外に誇る文化を次の世代へ継承していくことが、現代に生きる者の使命。

(参考) 登録の際の基準の一つは、伝統的酒造りを保護し促進することができる保護措置が図られていること（無形文化遺産保護条約運用指示書）。

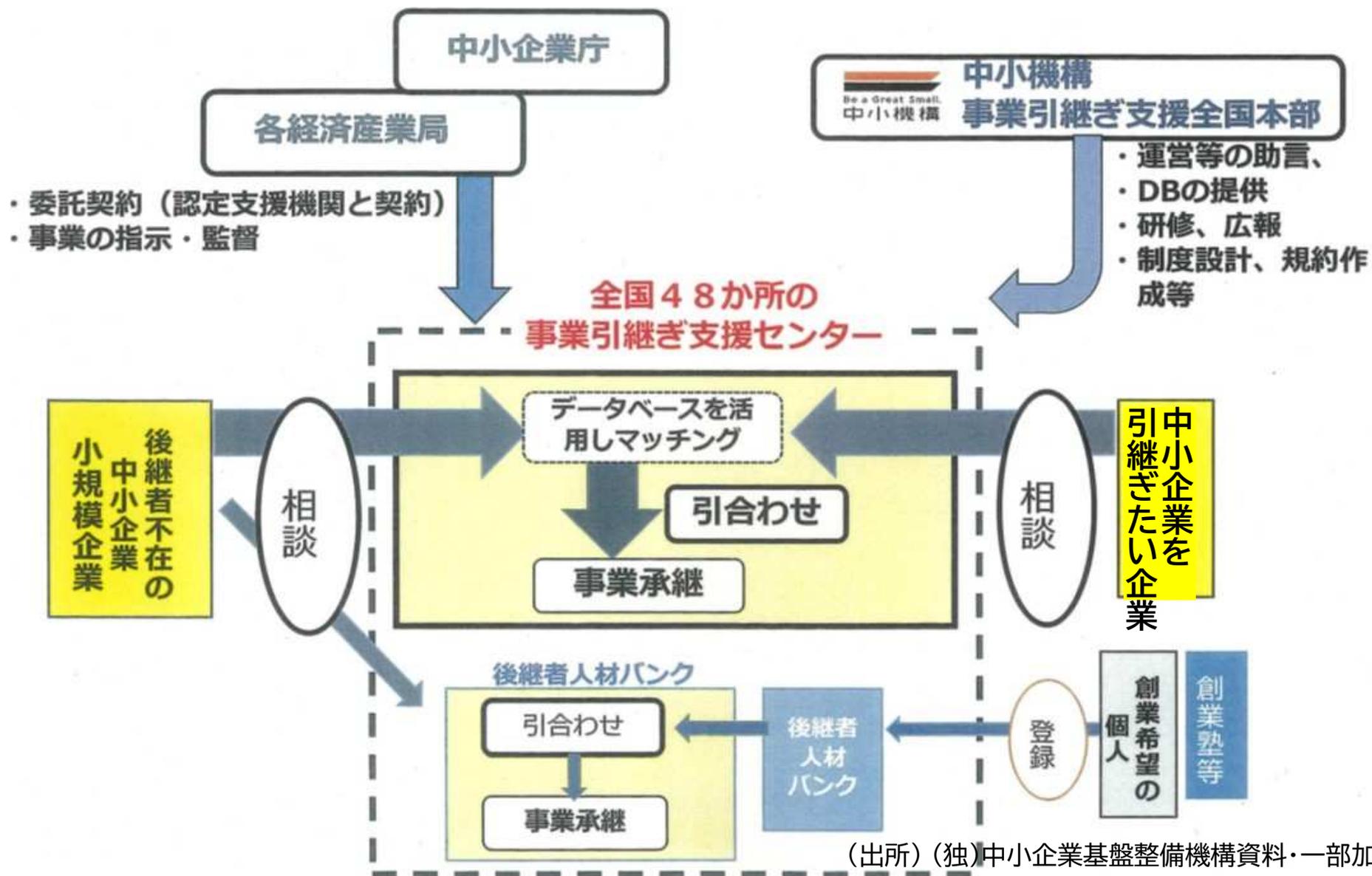
- 他方で、今後さらに高齢化が進み、働き盛りの年齢層の人口減少が見込まれ、若年層では飲酒の習慣が低下している中で、このままでは、各地で地域の歴史とともに育まれた酒蔵が失われかねないおそれ。
- こうした中で、清酒や焼酎などの伝統的酒造りを担ってきた酒蔵の酒造りの技術の向上や販路開拓、付加価値向上の支援を一層推進するとともに、後継者がいない酒蔵への対応も喫緊の課題。



事業承継の実態や、効果的な支援の在り方について調査事業を開始

(独)中小機構におかれている中小企業事業引継支援全国本部

- 中小企業事業引継ぎ支援全国本部は、各都道府県に設置された中小企業事業引継ぎ支援センターに対する助言等による支援を通じ、後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業引継ぎを促進。



事業承継の事例

- 承継元の蔵元の信頼と協力を得て参入したいいくつかの事例について、非公式にお聞きしたところ、事業承継に直接必要な費用はそれほど大きくないものの、その後の設備投資は相当の負担を見込んでいる模様。

	事例1	事例2	事例3	事例4	事例5
1	清算終了した酒蔵	後継者のいない酒蔵	後継者のいない酒蔵	後継者のいない酒蔵	後継者のいない酒蔵
2	会社員	企業経営者	食品会社	会社員	企業経営者
3	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継に伴う支払(数百万) 土地 建物の改修・設備の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継に伴う支払 建物・設備等も引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継に伴う支払 	<ul style="list-style-type: none"> 債務の引継ぎ(年1千万円程度) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継に伴う支払(1千万強) 建物・設備等も引継ぎ
4	製造量は引継ぎ後に増加	製造は微減。製造場は再整備予定	製造場は再整備。製造量は引継ぎ後増加	製造量は引継ぎ後に増加	製造量は引継ぎ後に増加

- 一部の事例においては、事業承継に伴う支払に加え、建物の改修や設備投資で数千万から1億円台の投資も必要となった模様。

令和7年3月10日 参院予算委における片山大介委員(維)質疑 (抜粋)

- (委員・前略)例えば清酒製造の分野、これ新規参入がほぼ閉ざされているんです。これ、清酒の製造免許は既存の酒蔵の事業継承であれば認められるけど、新規の参入はほとんど認められていない…昨年末の国家戦略特区会議の諮問会議でも…委員からどうなっているんだという意見が出たら…特区の提案はもう既に二年はたっているんだけど…国税庁はまだ時間調整が必要みたいなことを言っているんですよ。二年たってですよ。総理も…諮問会議には出られて、また地方創生を…柱に掲げているので、新規製造免許を付与すると…前向きに検討してもいい…。
- (加藤勝信大臣)：酒類については、もう委員御承知のように、歳入の確保のために特別に酒税というものが課されておりまして、その税収は財政上重要な地位を占めており、令和5年度の酒税収入でいえば約1.2兆円という規模であります。酒税法では、こうした酒税の適正かつ確実な課税を図ってその税収を確保することを目的として、清酒製造者の乱立と生産過剰による過当競争を防止する観点から、需給調整上の措置を講ずることとなっています。清酒については、今委員お示しいただいたように、昭和48年度のピークから令和5年度は水準が、10割が3割以下になってきておりまして、需要の低迷が続いていることから、需給調整の緩和については慎重な検討が必要であると思いますが、他方で、先般ユネスコ無形文化遺産に登録された伝統的酒造りを守り、次世代に伝えていくことは、酒類業の健全な発展のために不可欠でありますので、意欲と能力のある方々への酒造の事業承継、これはしっかり進めていきたい。また、輸出促進の観点からは、輸出用の清酒の製造免許については新規免許を付与しておりまして、令和3年度の制度開始以来、7件の免許付与、さらに輸出促進に関しては、昨年末の国家戦略特区諮問会議で輸出に係る手続きの簡素化についてもご指摘をいただいておりますので、こちらから早急に対応していきたいというふうに考えています。

令和7年3月10日 参院予算委における片山 大介委員(維)質疑 (抜粋・続)

- (委員)リキュールとかビールは新規参入認めているんですよ。だから増えたりしていつているんですけど、これ日本酒は、これ新規参入認めていないから、・・・減っていつているんですよ。・・・やる気のある人が入らなくなっちゃいますよ。だからこれはやるべきなんです。せめて、しかもこの今の議論が閉じた議論になっちゃっているんで、これ、総理、是非お願いをしたいんですが、これ、特区のワーキンググループを開いて、せめてオープンな場でしっかりとやっぱり議論を進めてほしい。これは、是非総理、総理の口からお伺いしたい(後略)
- (石破茂総理)：それは、御指摘のように、醸造元と言うのでしょうか、酒蔵と言うのでしょうか、もうどんどん減っています。一方において、残っておる製造元がもう大変な苦勞をしながらその業を維持をして、今大臣から答弁がございましたようにユネスコにも登録もなされておるわけで、こういうような、その今一生懸命守っておられる方々の製造を継続させるということと、これから先、まあ私がやたらと日本酒を飲むから言うわけでもございませんが、そのすばらしさを多くの方に味わっていただく、この両立をどう図るかということで、非常に難しい課題であると。何を答えているかよく分からない答弁になっておりますが、そこはよく考えなければいけないと思っております。非常に難しい課題ですが、委員の御指摘は承りました。ありがとうございます。